



第3号様式（第4条関係）

### 行政文書一部公開決定通知書

3 観名保第45号  
令和3年6月8日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和3年6月3日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1-1 支出命令書（支出命令番号 0153003 内訳番号 001） 1-2 支出命令書（支出命令番号 0153103 内訳番号 001） 2 支出命令書（支出命令番号 0155101 内訳番号 001） 3 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託 変更契約書（R3. 3. 26）		
行政文書の公開の日時 及び場所	日時	令和3年6月8日	午前 時 午後 時
	場所	市民情報センター（市役所西庁舎1階）	
行政文書の公開の方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴		
行政文書の一部を公開 しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当するため一部を非公開とします。 （第2号関係） 公開請求のあった行政文書に押印されている法人代表者印は、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため、非公開とします。		
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室 TEL 052-231-2488		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
  - この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。
- 注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

支出命令書

令和 2年度	支出命令番号 0153003 内訳番号 001		
所属 ( 081101 ) 観光文化交流局		名古屋城総合事務所	
予算種別 1 現年予算 科目コード 05017-008 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 002 整備費  大事業 05 整備費  中事業 01 整備費  小事業 01 実施設計  節 12 委託料 細節 001 委託料 その他 細々節 003 委託料 その他(仮資産)	支出命令(伺)年月日 令和 3年 4月 26日  支出負担行為年月日 当初 令和 2年 4月 1日 変更 令和 年 月 日 支出負担行為額 ¥23,737,261*  支払済額 ¥0*  検査・確認年月日 令和 3年 3月 29日 検査職 名古屋城総合事務所保存整備室 係長 検査氏名 若松 もえ		
<b>支出命令額</b>		<b>¥23,737,261*</b>	
件名 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託(1/2) 摘要 予算種別が異なるため、1通の請求書に対して2件の支出命令書作成。支払総額¥25,737,261円(現年予算: ¥23,737,261円 繰越明許費: ¥2,000,000円) ( 件名 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託(1/2) )			
債権者 016003525 整理番号 住所 中区錦二丁目2-13  氏名・ (株)竹中工務店 名古屋支店 名称 代表者 執行役員支店長 市川 敦史			
支払先口座 三菱UFJ銀行 名古屋営業部 口座種別 2 当座 口座番号 0411015 口座名義人 カタカカウムテン コヤテン 口座説明 一般用 委任状 登録あり			
支出区分 1 通常 支払方法 1 口座振替 支出予定番号 支払期限(期日) データ 総額 取込番号			

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
出納機関	市会計管理者	審査出納員	支払年月日

JZD40401001  
JZD008F



複式仕訳確認書

執行機関			
令和 2年度	所属 081101 名古屋城総合事務所	仕訳年月日 令和 3年 4月 26日	
21 支出命令 0153003			
摘要 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託( 1 / 2 )			
001	借方 BS仮資産( 期中仮仕訳) 1130	貸方 BS未払金 1710	C/F CF公共施設等整備費支出( 期中仮仕訳) 3470
令和 2年度 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 事業SEG 10000000 事業一般 組織SEG 20000000 組織一般 任意SEG 30000000 任意一般 予算科目 05017 整備費 仕訳区分 0001 【仮資産】資産取得・付随費用他資本的支出を含む執行 節内訳 12 001 003 委託料 その他( 仮資産)			
			仕訳金額 23,737,261 円



支出命令書

令和 2年度	支出命令番号 0153103 内訳番号 001		
所属 ( 081101 )	観光文化交流局	名古屋城総合事務所	
予算種別	2 繰越明許費	科目コード	05017-008
会計	07 名古屋城天守閣特別会計	支出命令(伺)年月日 令和 3年 4月 26日	
款	01 名古屋城天守閣事業費	支出負担行為年月日 当初 令和 2年 4月 1日	
項	01 事業費	変更 令和 年 月 日	
目	002 整備費	支出負担行為額 ¥2,000,000*	
大事業	05 整備費	支払済額 ¥0*	
中事業	01 整備費	検査・確認年月日 令和 3年 3月 29日	
小事業	01 実施設計	検査職 名古屋城総合事務所保存整 備室 係長	
節	12 委託料	検査氏名 若松 もえ	
細節	001 委託料 その他		
細々節	003 委託料 その他(仮資産)		
支出命令額		¥2,000,000*	
件名	名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託(2/2)		
摘要	予算種別が異なるため、1通の請求書に対して2件の支出命令書作成。支払総額¥25,737,261円(現年予算: ¥23,737,261円 繰越明許費: ¥2,000,000円)		
	( 件名 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託(2/2) )		
債権者	016003525	整理番号	
住所	中区錦二丁目2-13		
氏名・ 名称	(株)竹中工務店 名古屋支店		
代表者	執行役員支店長 市川 敦史		
支払先口座	三菱UFJ 銀行 名古屋営業部		
口座種別	2 当座	口座番号	0411015
口座名義人	カクカカウムテン ノ マシテン		
口座説明	一般用		
委任状	登録あり		
支出区分	1 通常	支払方法	1 口座振替
支出予定番号		支払期限(期日)	データ総額 取込番号

執行 機関	支出命令	命令主管		事業主管
出納 機関	市会計管理者	審査出納員		支払年月日

JZD40401001  
JZD008F



複 式 仕 訳 確 認 書

執行機関			
令和 2年度	所属 081101 名古屋城総合事務所	仕訳年月日 令和 3年 4月 26日	
21 支出命令 0153103			
摘要 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託( 2 / 2 )			
001	借方 BS仮資産( 期中仮仕訳) 1130	貸方 BS未払金 1710	C/F 3470 GF公共施設等整備費支出( 期中仮仕訳)
令和 2年度 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 事業SEG 10000000 事業一般 組織SEG 20000000 組織一般 任意SEG 30000000 任意一般 予算科目 05017 整備費 仕訳区分 0001 【仮資産】資産取得・付随費用他資本の支出を含む執行			
			仕訳金額 2,000,000 円



支出命令書

令和 2年度	支出命令番号 0155101			内訳番号 001
所属 ( 081101 )	観光文化交流局		名古屋城総合事務所	
予算種別	1 現年予算	科目コード	05017-010	
会計	07 名古屋城天守閣特別会計	支出命令(伺)年月日 令和 3年 4月 26日		
款	01 名古屋城天守閣事業費	支出負担行為年月日 当初 令和 2年 4月 1日		
項	01 事業費	変更 令和 年 月 日		
目	002 整備費	支出負担行為額 ¥90,070,000*		
大事業	05 整備費	支払済額 ¥0*		
中事業	01 整備費	検査・確認年月日 令和 3年 3月 31日		
小事業	03 木材の製材	検査職 名古屋城総合事務所保存整備室 係長		
節	14 工事請負費	検査氏名 若松 もえ		
細節	001 工事請負費 (その他)			
細々節	002 工事請負費 (仮資産)			
支出命令額		¥90,070,000*		
件名	名古屋城天守閣整備事業先行工事(木材の製材)			
摘要	( 件名 名古屋城天守閣整備事業先行工事(木材の製材) )			
債権者	016003525	整理番号		
住所	中区錦二丁目2-13			
氏名・名称	(株)竹中工務店 名古屋支店			
代表者	執行役員支店長 市川 敦史			
支払先口座	三菱UFJ 銀行 名古屋営業部			
口座種別	2 当座	口座番号	0411015	
口座名義人	カケカウムテン コヤテン			
口座説明	一般用			
委任状	登録あり			
支出区分	1 通常	支払方法	1 口座振替	データ総額
支出予定番号	0000006	支払期限(期日)	令和 3年 5月 14日	取込番号

執行機関	支出命令	命令主管		事業主管
出納機関	市会計管理者	審査出納員		支払年月日

JZD40401001  
JZD008F

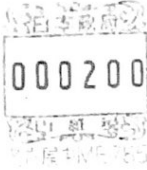




複 式 仕 訳 確 認 書

執行機関			
令和 2年度	所属 081101 名古屋城総合事務所	仕訳年月日 令和 3年 4月 26日	
21 支出命令 0155101			
摘要 名古屋城天守閣整備事業先行工事(木材の製材)			
001	借方 BS仮資産(期中仮仕訳) 1130	貸方 BS未払金 1710	C/F 3470 G公共施設等整備費支出(期中仮仕訳)
令和 2年度 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 事業SEG 10000000 事業一般 組織SEG 20000000 組織一般 任意SEG 30000000 任意一般 予算科目 05017 整備費 仕訳区分 0001 【仮資産】資産取得・付随費用他資本的支出を含む執行			
			仕訳金額 90,070,000 円





# 契 約 書

(業務委託変更用)

委 託 業 務 名	名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託	
委 託 業 務 場 所	名古屋市中区本丸1番1号	
変 更 事 項	業 務 内 容	変更概要書のとおり (別途手交済)
	履 行 期 間	(変更前) 平成30年4月9日から令和3年3月26日まで (指定部分完了 令和2年3月31日まで) (変更後) 平成30年4月9日から令和4年3月25日まで (指定部分完了 1回目 令和2年3月31日まで) (指定部分完了 2回目 令和3年3月31日まで)
	委 託 代 金 額 の 増 減 額	金12,694,699円を減額する うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金655,209円
	支 払 限 度 額 及 び 出 来 高 予 定 額	特約条項の通り
そ の 他	-	

上記の業務について、名古屋市（以下「発注者」という。）と株式会社竹中工務店名古屋支店（以下「受注者」という。）との間において、当初契約と同一の契約約款により上記のとおり変更契約を締結する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和3年3月26日

発注者 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市代表者  
名古屋市長 河村 たかし

受注者 名古屋市中区錦二丁目2番13号  
株式会社 竹中工務店名古屋  
執行役員支店長 市川 敦

## 前払金等の支払いに関する特約条項

(債務負担行為に係る契約の特則)

- 第1条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

平成30年度	594,000,000円
令和元年度	338,186,604円
令和2年度	25,737,261円
令和3年度	委託代金額から上記金額を差し引いた額

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

平成30年度	660,000,000円
令和元年度	375,409,000円
令和2年度	26,715,000円
令和3年度	委託代金額から上記金額を差し引いた額

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る前払金の特則)

- 第2条 債務負担行為に係る契約の前払金については、約款第34条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の履行期限（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、「契約締結の日」とあるのは「契約締結の日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、当該年度の4月1日）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項において、前会計年度末における委託代金額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される約款第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、委託代金額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することはできない。

(債務負担行為に係る部分払の特則)

- 第3条 債務負担行為に係る契約の部分払については、各会計年度における支払限度額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて支払いを請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。

- 2 前項の規定に基づく部分払金の額については、約款第36条第1項中「出来高部分」とあるのは「当該年度出来高部分」と、同条第6項中「前払金額」とあるのは「当該年度前払金額」と、「委託代金額」とあるのは「当該年度出来高予定額」と、同条第7項中「既に部分払」とあるのは「既に当該年度の部分払」と読み替えて、これらの規定を準用する。

